“ハチ防護服”使用上の注意事項

①　服のファスナーやマジックテープ等は確実に止めること。

②　ヘルメットの内側にある保護シールドは必ずすること。

③　駆除作業は、複数の人員で行うこと。

④　炎天下等での長時間の使用は避けること。

⑤　無理な作業はしないこと。

⑥　蜂の巣の状態及び周囲の状況を把握し、周辺住民に駆除作業を行う旨を周知すること。

⑦　蜂の巣駆除の際、事故及びけがケガ人等が発生した場合、責任者が補償の責務を負うものとする。

⑧　防護服を傷付けたり、汚したりした場合には、責任者は修理費用等を負担するものとする。

※　使用に際し、不都合を発見したら申し出てください。

大樹町　住民課　電話６-２１１６